

帯広市国土強靱化地域計画有識者懇談会設置要綱

(設置)

第1条 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条の規定に基づく帯広市の国土強靱化地域計画の策定に当たり、学識経験を有する者等から幅広く意見を聴取するため、帯広市国土強靱化地域計画有識者懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、帯広市の国土強靱化地域計画の策定に関わる協議を行う。

(組織等)

第3条 懇談会は、委員5名以内をもって組織する。

2 委員は、有識者その他市長が適当と認める者の中から市長が依頼する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、市長が依頼した日から計画の策定が完了する日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補充委員にあつては、その残余の期間とする。

(座長等)

第5条 懇談会に、座長を置く。

2 座長は、委員の互選により定める。

3 座長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

4 座長に事故あるとき又は欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会の会議は、座長が招集し、その議長となる。

2 懇談会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を懇談会に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(事務局)

第7条 懇談会の事務局は、帯広市総務部危機対策室危機対策課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月30日から施行する。